

資料

立憲民主党が修正案を出した法案(政府提出法案、議員立法)

会派略称：立=立憲民主党・社民・無所属→立憲民主党・無所属/自=自由民主党・無所属の会/公=公明党/共=日本共産党/維=日本維新の会・無所属の会/国=国民民主党・無所属クラブ

提出回次-議案種類-議案番号	法案名	原案提出	主な修正内容・経過など	提出会派	結果
政府提出法案					
201-閣-37	種苗法の一部を改正する法律案に対する修正案	農林水産省	有機農業における自家増殖について育成者権の効力が及ぶ範囲の例外とすること、農業競争力強化支援法第8条第4号の規定を削除する修正。	立	否決、原案に反対
201-閣-53	地方公務員法の一部を改正する法律案に対する修正案	総務省	法律の施行期日を令和4年4月1日から令和5年4月1日に改めるとともに、これに伴う所要の規定の整理を行う修正。	立・自・公・共・維・國	修正可決、成立
204-閣-6	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案	内閣官房	入院措置及び積極的疫学調査に関する罰則、緊急事態宣言とともに延防止等重点措置の際の命令に違反した場合の罰則の見直し等を行う修正。	立・自・公・維	修正可決、成立
204-閣-8	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案	内閣府	原発事故による環境変化を目的に明記、振興計画の記載事項に例示を追加、地方税の不均一課税に伴う措置の対象に新エネルギー関連産業を追加する修正。	立	否決、原案に反対
204-閣-17	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案	厚生労働省	①自主的な病床削減等を行う医療機関への財政支援を一旦白紙に戻すため、当該支援規定を削除し、②地域医療構想を見直す検討規定等を追加する修正。	立	否決、原案に反対
204-閣-26	デジタル社会形成基本法案に対する修正案	内閣官房	デジタル社会の形成に当たって是正が図られなければならない利用機会の格差の要因について、身体的な条件を障害の有無等の心身の状態に改める修正。	立・自・公	修正可決、成立
204-閣-26	デジタル社会形成基本法案に対する修正案	内閣官房	個人の権利利益の保護の強化、地方公共団体の情報システムの共同化・集約の推進義務の努力義務化、意見聴取先への職員団体の追加などの修正。	立	否決、原案に反対
204-閣-28	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案	内閣官房	個人情報の保護、自己情報コントロール権の明記、地域の特性その他の事情に応じた条例制定の保障、個人情報の目的外利用等の要件限定などの修正。	立	否決、原案に反対
204-閣-31	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する修正案	総務省	法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする規定を追加する修正。	立・自・公・維・國	修正可決、成立
204-閣-35	少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案	法務省	実名報道を可能にする規定などを削除し前年の規定に戻すとともに、記事等掲載に当たり被害者とその家族への配慮規定を追加する修正。	立	否決、原案に反対
204-閣-47	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	環境省	自分達の将来に必要な選択を行う機会を持つため、国民からくじで選定された委員200人より組織する地球温暖化対策討議会を置き、政策提案を行う修正。	立	否決、原案に賛成
204-閣-53	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案に対する修正案	消費者庁	取引プラットフォーム企業による消費者保護に関する取組を、努力義務や利用の停止措置の要請から、実効性確保のため、義務や勧告に修正。	立・共	否決、原案に賛成
204-閣-54	消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案	消費者庁	ケーリング・オフを電子メール等で行う場合の効力の発生時期を、いわゆる発信主義を採用することや施行日の後ろ倒しなどについて修正。	立・自・公・共・維・國	修正可決、原案に反対
議員立法					
196-衆-42	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	自・公・維・希	法施行後3年を目途に、国民投票運動等のための広告放送やインターネット有料広告の制限等を検討し、必要な法制上の措置等を講ずる旨を追加する修正。	立	修正可決、成立
204-衆-32	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案に対する修正案	自・公・維	施行期日を公布の日から5日を経過した日とする原案を、関係機関の準備や国民への十分な周知のため、公布の日から3月を経過した日とする修正。	立	否決、原案に反対